

# 『卍』論

## － 柿内夫婦に関する考察 －

姜 智 允\*

juneleph@hotmail.com

### Contents

1. はじめに
2. 園子の語り
3. 「弁護士」としての夫柿内
4. 崩壊される「寝室」

### Abstract

本稿は昭和三年、雑誌『改造』に二年間連載された谷崎潤一郎の『卍』に関する研究である。『卍』が発表された昭和三年は第一回普通選挙が行われた年であった。普通選挙によって男性は平等に参政権を得ることになるが女性にはその権利が与えられなかったことから、昭和三年という年は男性にのみ平等に参政権が与えられた年であったと考えられる。選挙権が無い女性は国民として参政出来ない。女性は選挙権を持つ男性と結婚し、夫の家の存続のために男子を設けることでようやく国民の一部となることが許されたといえよう。

テキストは徳光光子という美貌の女性によって、一つの家庭が崩壊する様を描いた作品とされることで、光子によって崩壊されたとされる柿内夫婦の崩壊以前に関してはあまり言及されていない。しかし、園子は以前から夫婦間に問題が存在していたことを語っている。夫婦のみの空間として「寝室」にこだわる柿内に対して、園子は寝室を「アトリエ化」することでその私的な空間の変化を意図している。「寝室」という私的な空間に同性という他者が這入ることは夫の家の存続のためにのみ存在する「寝室」の役割が変化されることを意味する。光子の登場が切っ掛けとして勃発した柿内夫婦の喧嘩は「寝室」に対する見解の違いを明らかにすることで、夫婦間に内在していた問題を明らかにしている。柿内夫婦の間に存在していた問題は家長長制に基づく、夫の家の存続のために機能する夫婦制度によるものであると考えられる。

本稿では時代背景を考慮しながら当時の夫婦制度に注目することで、当時の社会状況に対する『卍』の批評性を明らかにする。

Key Words : 『卍』、夫婦、寝室、同性愛、語りの問題

## 1. はじめに

谷崎潤一郎の『卍』<sup>1)</sup>が連載され始めた昭和三年は第一回普通選挙が行われた年として重要な年である。それまでは十五円以上の納税者の男子のみが選挙権を持つという制限選挙であった。普通選挙によって男性が平等に選挙権を確保することになった時期が昭和三年であると言える。昭和三年に行われた第一回普通選挙が男子のみに許された選挙であったことは、近代日本において国民は男子のみであるということを示していると考えられる。

1898年(明治三十一)に公布された民法の親族・相続篇は一夫一婦制をとり、妻は社会的にも家族内でも経済行為について無能力者とされることになる。民法の親族・相続篇の公布を待って日本近代の法的枠組みは完成されているのだが、この法体系の中で権利は主として男性にのみ与えられ、女性、特に妻には義務のみが課せられた。女性の性は未婚・既婚を問わず男性の手中に握られる一方(既婚男性の未婚女性との性関係は罰せられない)、男性は無制限の性の自由が公認され、男女の性の規範は二重の基準というよりは全く正反対であったのである。選挙権によって男性は参政権を得ることになるのだが、しかし女性までもがその権利を確保するにはその後17年が必要となる。婦人の参政権が認められたのは1945年(昭和二十)改正選挙法によってである。男性には平等に選挙権が与えられても、その権利が女性には与えられなかった。昭和三年という年は女性の声のみ認められなくなった年でもあるといえよう。その年に谷崎が連載を始めた『卍』は園子という女性の声のみが発せられている作品として極めて興味深い。

国民国家において男性は軍事力に必要な存在とされた。選挙権を持ってない女性は参政出来ない存在として、国民になるためには結婚を余儀なくされる。参政権を持つ男性との結婚のみが女性にとって国民である男性の家の一部になることを可能とするのである。女性は結婚によって夫の子孫を存続させる義務を担

---

1) 本稿におけるテキストの引用は、『谷崎潤一郎全集第十一巻』(中央公論社版) 昭和五十七年初版による。別記しないかぎり、傍点やルビは原文による。なお、踊り字に関しては仮名使いに改めた。

わされることになる。家父長制に基づく家族制度の枠の中で男子を産むことによって夫の家を存続させることで、国民でない女性は初めて国民の一部とされるのである。異性愛のみが認められ、女性に結婚が重視されたのはこのためであると考えられる。男子の出産は夫の家の存続と共に、軍事力に必要な存在とされるのである。家父長制による夫婦の在り方は国民国家に適した制度であったといえよう。

このような時代背景の中で雑誌『改造』に連載された谷崎潤一郎の『卍』を女性の同性愛の物語として一律的に論じることは難しいと考えられる。親によって決められた夫と、数人の下女を使い絵や音楽などを習う園子の生活を、当時の典型的な有閑階級のそれだとして片付けてしまうことには疑問が感じられる。「とうとう破裂」してしまったと園子が語る夫婦の喧嘩は、二人の間に既に問題があったことを示唆している。園子は破綻した『夫婦生活』の原因を、夫との間の『性質』と『生理的』不一致によるものであると語っている。この『性質』と『生理的』の違いは、具体的に何を意味しているのだろうか。

本稿では今まで『卍』を論じるにおいて触れられなかった柿内夫婦に関して論じることにする。笠原伸夫は、『恋多き女』園子と『ガリガリ屋』である柿内とは性格の不一致は覆うべくもないとしている。「わたしと夫とはどうも性質が合いませんし、それに何処か生理的にも違っていると見えまして、結婚してからほんとに楽しい夫婦生活を味はうたことはありませんだ」という語りから、そもそも諸悪の原因はこの一点のみであったとしている。つまり夫への不満から、園子は不毛な恋愛にうつつを抜かしたのだ<sup>2)</sup>ということになる。しかし、『夫への不満』という抽象的な原因一つにその理由を定めていいのだろうか。そもそも本当に諸悪の原因はこの一点のみにあるのだろうか。夫柿内は普通の男であるとされている。園子と『夫婦生活』を営むのに、特別不都合な男とは思えない。とするならば、その不一致の原因を語り手である園子自身に戻して考えてみる必要があるのではないかと、という尾形国治<sup>3)</sup>の指摘は、従来の柿内夫婦の在り方に関しては考慮していないと考えられる。従来の夫婦の在り方に関して考察されないテクス

2) 笠原伸夫(1980)『谷崎潤一郎—宿命のエロス』, 冬樹社, pp.174~175

3) 尾形国治(1987)『『卍』(谷崎潤一郎)』『国文学解釈と鑑賞』52-10, 至文堂, pp.86~88

ト分析は光子と園子の関係を特異なものとして捉えることになる。

本稿では昭和三年というコンテキストと園子の語りに焦点をあててテキストを読み直すことで自明視されてきた『朧』の従来の読みに関して再考察することを目的とする。

## 2. 園子の語り

佐伯彰<sup>4)</sup>は、園子の語りに関して「一応は愛情の未練からの綿々たる訴えという形をとりながら、実は、この語り手＝女主人公、自らの語りを演じているといたいほど、会話を多用している」と指摘する。そして「一人語りながら、芝居の場面のように生き生きと複数の人物の動きを浮び上らせる」と評している。最初、園子は光子との出会いを夫の柿内に伝える際、「お前がそないに美人や云ふのなら、僕も一遍会ってみたいもんやがなあ」と柿内が言うのに対して「いまにきつと内いも遊びに来なさるやろ」と答えているが、後に光子との会話では「いづぞ遊びに来えへんもんやろか云うてはつた」と柿内が光子の訪問を望んだのだというふう言葉に伝達している。異なる情報の伝達は園子の語りによる情報の伝達から生じているのである。語りは語られる状況によって語られる内容が異なることになる。その差異は語り手の聞き手への意図の差異によるものである。状況や聞き手の違いによって語り手はその意図により異なる情報を伝達していると考えられる。

「作者」と「語り手」の明らかな分離は、視点の設定に伴う死角、即ち物語の暗部を生むことになる。園子という語り手によって出来事は語られる度、異なる情報を提供することでその際生じる差異から隠された出来事存在、死角が明らかになることが可能になると考えられる。聞き手を獲得した新たな「語り手」の設定こそ、読者に対して語られる内実への検討を余儀なくさせる作者の手法であると鳥居邦朗は指摘している。<sup>5)</sup> しかし「語り手」と「聞き手」の分離は「作者」と

4) 佐伯彰一(1979)『物語芸術論』、講談社、p.203

5) 鳥居邦朗(1978)「方法としての〈語り〉—『朧』を中心に」『国文学解釈と教材の研究』23-10,

『語り手』の明らかな分離とは異なり『卍』では明確に分離されておらず、そのまま『語り手』の一方的な語りとして読みやすい。園子の語りは聞き手とその語られる状況を考慮して読むべきである。

鳥居邦朗<sup>と</sup>はいま語り出される事件が、語り手である園子しか知らないと見えて、実は『孰の新聞にもあない委しいに』出た、いわば周知の事件だと言っている。<sup>6)</sup> したがって、園子が『今日はすつかり聞いてもらふつもりで』改めて全貌を語ろうとする姿勢には、誤って伝えられたかもしれない『真実』への釈明、真相を知ってもらう意図が窺える。園子の語りは他人の言葉をあたかも真実であるかのごとく語ることによって——他人の言葉を根拠として——己が望む事実を作り出す役割を成していると考えられる。

前にもお話しましたかどうか、わたしと夫とはどうも性質が合いませんし、それに何処か生理的にも違ってる見えまして、結婚してからほんとに楽しい夫婦生活を味はうたことはありませんだ。……世間の夫婦てそない理想通りに行てるのんあれへんで。ハタから見たら円満のやうでも、内情知つたら不平のない奴あるもんか。己等かて人が見たら羨ましいやうに見えるかも知れへんし、一般の標準から思ったら実際幸福の方かも知れん。……私は夫の世の中悟りすましたやうな、諦めたやうな物の云ひ方が気に入りませんよつて、……いつの間にやら一種の<sup>お</sup>るさじみた好奇心抱いてましたのんで、それが此の前のことや光子さんのことや、いろいろの事件惹き起す元になつたのんです。(pp.430~431)

『前にもお話しましたかどうか』と園子は幾度も夫婦間の問題に関して言及したとすることで、夫婦間には以前から問題があった、元々『性質が合』わなかったのだと語る。『性質が合』わないという主観的な理由は、夫婦間の<sup>じ</sup>実際の問題をあやふやなものとする。しかし、自分が『あんまり我が侷』で『実家の方笠』に着て威張<sup>い</sup>っている<sup>ひ</sup>と自ら己を判断しているように、夫が『何とも干渉しやはれ』ない『うちがどんな勝手気侷な事してもなんとも云やはれへん』人で、園子はその『あ

---

学灯社, pp.66~71

6) 鳥居邦朗(1978) 前掲書, pp.66~71

んまり優しいよつて、時によつたら張合ひないので」と、実は夫が自分を「子供のやうに」分別のない、自分より劣っている存在として扱うことが気に入らないと語っている。夫は一見妻に対して寛大なようだが、それは決して妻を対等な存在として扱っているのではなく、「ほんまに氣持がびちつと合ふのでなうて、此方を子供扱ひにして、えゝ加減にあやしてる」のに過ぎないのである。大学で秀才だった彼は、自分を幼稚なものに見ているに違いないという園子の推測は、結局柿内の被保護者に過ぎない存在とされている己へのはがゆさを表わしている。

園子には「夫の知らん間にたんど苦勞し」て変わった自分を、「いまだに子供や子供や」と認めようとしなない夫への不満がある。自分を対等の存在として認めず、自分の保護者として振る舞おうとする柿内自身に、園子は異議を申し立てる。明治民法施行法六十二条では、妾は主人＝夫の家に家族として留まることを認められている。ここに明治民法の二面性がみられる。確かに明治民法においてはじめて、近代資本主義社会に見合う形に「家」を再編するべく一夫一婦制が確立され、婚姻は主体的個人相互の自由な民事契約とみる視点が確立された。しかしそれは同時に、強度の男尊女卑の傾向を含む家父長制的家族制度としての性格を持つこととなり、妾の存在も公認する視点をも内包することになるのである。<sup>7)</sup> 妾の存在をも公認する法律の存在は妻と夫の関係を不均等な関係にさせる。対等な関係でない当時の夫婦の在り方に対する園子の批判は、保護者と被保護者という柿内と自身の夫婦関係の在り方によって表わされている。

秀才ということで婿を取るのも同様にして結婚させられた柿内は、園子の「実家の方に世話に」なって生活している。園子の親は柿内を信用していて「いくらか財産も分けてくれ」て「まあまああせるには及ばんから、学者になりたかつたら<sup>あつち</sup>学者になるで、ゆつくり勉強するがえゝ。洋行もしたければ夫婦で二三年彼方い行てくるがえゝ」と支援している。こうした状況の下で柿内夫婦の生活は成り立っているのである。「いつ迄たつても書生流のぶつきらぼう抜け」ない「あいそは下手」な「人づきあひ悪い」柿内は、弁護士の開業をしているものの、その「事務所」は「暇」である。その「事務所」の収入で柿内夫婦の生活が支えられていると考

7) 布施晶子(1993)『人間の歴史を考える5 結婚と家族』, 岩波書店, p.59

えることは難しい。園子の実家の援助で生活している柿内は、園子の親の援助の下で暮らしが成り立っていることから、園子の親は柿内にとって保護者のような存在だといえよう。柿内は園子の親の被保護者として捉えられる。柿内は園子の保護者として園子を扱おうとするが、その柿内も実は園子の親の被保護者でもあったのである。自分を「子供や子供や」とすることで己の保護者性を獲得しようとする柿内も、実は被保護者であることを、園子は指摘していると考えられる。夫婦喧嘩の中で園子の実家のことを言及するのもそのためである。柿内との夫婦関係を「性質が合」わなかったと語る園子の語りには、柿内との力関係への異議申し立てが含まれている。

「どうせうち不良やよつてなあ。——そんなこと昔から分つてんのんに何でそんなもんと結婚しなはつてん？あんだ、うちのお父さんに洋行費出して貰ひたうてうち貰ひなはつたん？きつとさうだツしやろ！」(p.438)

経済的な面では事実上園子の実家の援助（支配）下にあるということを想起させられた柿内が、平常の沈着さを失い灰皿を投げつけたと園子は語る。柿内の行為に対して園子は「うちの体にカスリ傷でもさしたらお父さんに云うたげさかい、それ承知やつたら叩くなと殺すなと勝手にしなさい！」と、自分の実家の存在を強調する。園子のこの行為は、夫婦の関係が、実は夫婦二人のみの問題ではないということを示している。柿内と園子の喧嘩は当人同士の個人的な喧嘩ではなく、実家を後ろ盾にした「妻」園子の、「夫」柿内への己の立場の権利を要求する喧嘩であると考えられる。

「ハタから見たら円満」に見えた柿内夫婦は、実は以前から決して上手くいってはいなかった。そのことは柿内も園子自身も知っていた。しかし「世間の夫婦」はそのようなものと納得していた。『卍』は光子による夫婦の崩壊の物語であるとされているが、二人の関係は光子によって破壊されたのではない。その危険性は以前から内在していたのである。光子の登場によって柿内夫婦の関係が破綻したという従来の説は、それまでの柿内夫婦の間に存在していた問題を看過していると考えられる。夫婦間の問題を「家」の中の問題とすることで、その「家」の中

と外の境界線は夫婦を囲む役割をする。それによって「家」はあくまでも私的な領域として閉ざされるだけでなく、夫婦間の問題も私的な問題としてあやふやなものとなる。男女の境界が「夫婦」という一つの枠組みの中に納まってしまふことになるのである。そしてその「夫婦」は夫を中心に機能することになる。

### 3. 「弁護士」としての夫柿内

「お前に見て貰いたいもんあるねん」云ひながらポケットから事務所用の封筒に這入つたもん出して、テーブルの上にひろげたのん見ましたら、そんなり私は真つ青になつてしまひましてん。……「断つとくが、僕はお前の心持次第で決して事を荒立たさう思てエへん。これが僕の手エに這入つた経路についても聞きたいのんやつたら聞かしてやる。けど第一に、事実お前が署名したもんか、それとも此れはニセ物やのんか、そのてん点ハツキりさしときたい」……あゝ、綿貫に先越された！私の持つてる書付の方は筆筒に鍵かけて隠したありましたから、此れは綿貫のんに違ひないので、こんなことするために此の誓約書書かしたのんか！（pp.527~528）

園子を差向いの椅子に腰掛けさせ、事務所用の封筒から綿貫の誓約書を取り出す柿内の姿は夫が妻に対する姿というより弁護士が依頼者に対する姿であるといえよう。妻の無権利状態を中心に夫婦関係について考えてみると、何よりもまず第一に妻の無権利状態と夫の優位性が法的に認められていたことを知ることが出来る。社会の中で評価される、一定の地位を持つ者が“男”の“人”になる<sup>8)</sup>のである。法律上の無能力者としての妻の地位と、妻に対して絶対権と呼んでもいいような夫の地位の相違がここでは端的に表されていると考えることができる。妻は契約を結ぶにも、訴訟を起こすにも、全て夫の許可を必要とした。さらに妻の財産所有は認められたが、しかしそれは夫の管理に属さなければならず、単に管理権を行使し得るのみである夫が、事実上は管理権を逸脱して勝手に貸借したり処分することも少なくはなかった。<sup>9)</sup> 秀才ということを買われ、妻の

8) 川村邦光(1993)『オトメの祈り』、紀伊国屋書店、pp.201~202

9) 布施晶子(1993)『人間の歴史を考える5 結婚と家族』、岩波書店、pp.69~70



実家の援助で弁護士を開業した柿内は弁護士として園子を脅かす存在となるのである。

園子は柿内と結婚して間もなく恋愛事件を起こしている。「あの事件」とは園子が柿内でない他の異性との間であった恋愛事件である。当時柿内は大学院の研究室に通っていて「弁護士」ではなかった。しかしその後柿内は「弁護士」となり、そして園子と光子は知り合っている。園子の異性との関係に関して柿内は「うすうす気いついてたかも」知れないが、事件の真相に関しては追求していない。しかし、その柿内が園子と光子の関係に関しては関与している。「あの事件」と光子との関係の違いは、「あの事件」は園子と異性との出来事で、光子とは同性愛の出来事であるということである。そしてこのような柿内の対応の変化は法律で認定された「弁護士」という彼自身の変化に関連があると考えられる。

明治九年に家禄の制が廃止されてよりは、単なる財産の相続がその中心観念をなすに至ったといわなければならないだろう。これに代るものとして後の戸主権に相当するものが発達し、家督相続は戸主権であるというような思想が芽生えたことは否定しえない。<sup>10)</sup> 戸籍上の権利が民法典において、婚姻同意権、分家同意権等の各個の実体権に分解され、この種の権利を総称して戸主権と呼んでいた。家督相続は家産相続と同義である。すなわち、家督相続は主観的には家名相続であり、客観的には家産相続である。しかし、機能的には家業の相続であった。家督と家産とが同一であるということになる。<sup>11)</sup>

「婿を取るのも同様に」己を娘の夫に選んだ園子の親に「義理」がある柿内は形式的には「婿」ではないが、実質的には「養子」であったと考えられる。養子には、相続型のほか、恩情義理型、女子配偶型または一戸別立型等の養子がある。さらに別の観点から養子は嗣子としての養子とそうでない養子にも分けられる。相続型以外の養子は嗣子でない養子であることが多かった。女子配偶型は女子を有する親がその養子とするために迎える養子で、一戸別立型は将来分家させて一族の繁栄を願うものである<sup>12)</sup>が、『卍』での柿内夫婦はこの二つの要素を含

10) 石井良助(1980)『日本相続法史』, 創文社, p.100

11) 石井良助(1980) 前掲書, pp.101~102

12) 石井良助(1980) 前掲書, p.263

んでいると考えられる。尊属の親戚を相続人に定めた分および他人より呼取って相続人として、尊属ならびに姉妹と結婚させる分は相続人と唱え、それ以外の者は、生前に父子の契約がなくても、一切、養子と唱えて、父子の服忌を受く<sup>13)</sup>ことになるのだ。

社会的に承認されているカテゴリーは、承認されないものを自己の外部に放出し、それを否定的なカテゴリーとして生産することによって、自分自身のアイデンティティを形成する。男は女によって、異性愛者は同性愛者によって、それぞれ男、異性愛者であることが可能になる。「そんなことは考えたこともない」「そんなものは自分の中にはない」「私はそんな人間ではない」と否定的に「言う」ことは、自己のなかで「抑圧しているものを認知する方法」でもある。自己の外部に棄却したもの——否定的なものとして嫌悪し恐怖するもの——は、否定（嫌悪、恐怖）することによって自己の中に再び回帰する。フロイトは「抑圧されている心象や概念は、それが否定されるという条件のもので、意識の世界のなかに入り込んでくることができる」としている。したがって、女性蔑視や同性愛嫌悪などは、女性性やホモエロティシズムを、嫌悪や恐怖という防衛機制をつかって「認知する」ことであるといえよう。つまり性差別者や異性愛主義者は、女性性やホモエロティシズムを知っている人間であり、それらは彼／女たちにとって未知なものではなく、非常に親しいもの——だからこそ、親しさの領域からは何としても排除しなければならないもの——なのである。<sup>14)</sup> 柿内は弁護士となり、その法的公権力を用いて園子と光子の関係を阻止しようとする。

自我の内部で説明できず納得できないもの（おぞましきもの）を棄却する行為を投影とする。「正常な」性関係の外側——次代再生産を目的としない性関係——を表す記号として娼婦を捉える際、その記号にはあらゆる実験的な性行為、サディズム、マゾヒズム、同性同士の性交などが含意される。「ファルスをもつ者」であるにもかかわらず「ファルスである者」とみなされる宿命の女、あるいは「ファルスである者」と解釈されるにもかかわらず、ファルスに還元できない意味を背負う「倒錯者」は、他者の欲望のシニフィアンを「ファルス」と名付ける命名法

13) 石井良助(1980) 前掲書, p.265

14) 竹村和子(2002) 『愛について—アイデンティティと欲望の政治学—』, 岩波書店, pp.244~245

そのものに存在する矛盾を顕在化させる。さらに次代再生産をしない様々な性現象は、他者の欲望のシニフィアンをもつ位置を『男性的な性位置』に、他者の欲望のシニフィアンである位置を『女性的な性位置』に分類するという、解剖学的な性差に依拠した分類法そのものを攪乱するものでもある。<sup>15)</sup> 棄却されるものは、本来言語によって分節化され得ない未知なるもの、不安にさせるもの、恐ろしいもの—つまりフロイトの言う『不気味なもの』—になる。不気味なものが放出される外界は、『言語』が支配するシステムであるので、分節化し得ない想像的なものは、言語化されて象徴的なものに形質変化しなければ、外界に放擲することはできない。それには一人というカテゴリーであれ、気質というカテゴリーであれ—女とか女性性とか、同性愛者とか同性愛という、シニフィアンが与えられる。故にこれらのシニフィアンは、言語のなかで『否定される実体』として存在可能になった不気味なもの、いわば『構造的な外部』に過ぎない。それは内部を安定化するために、言語のなかで、『外部』として周縁化されている法の補完物なのである。<sup>16)</sup> 『卍』が女性の同性愛の物語としてのシニフィアンのみを与えられることで、それ以外の物語としての可能性は『構造的な外部』として周縁に除外されることになる。

主人は絵エや文学やにはてんと趣味ない方やのんですが、私が学校い行きますことは賛成してくれまして、それは結構や、えゝ思ひつきやさかい精出して行くがえゝ云うて、自分から勧めたくらるやのんでした。毎朝出かけますのんにも、私が行きますのんは九時のこともあり、十時のこともあり、自分の都合でいろいろなることありましたけど、主人の方も事務所暇やのんですさかい、何時になろうと大概待つてゝくれまして、阪神電車で梅田まで一緒に行き、そいから二人円タクに乗つて堺筋の電車通りの今橋の角で主人おろしまして私はずつとその車で天王寺い行きます。主人はさう云ふ風にして一緒に出かけますこと楽しみにしてたらしいので、『またもう一遍学生時代に復つたやうな気いするなあ』 (p.398)

15) 竹村和子(2002) 前掲書, pp.113~114

16) 竹村和子(2002) 前掲書, p.249

夫柿内は園子が学校に行くことに賛成したとされているが、決して妻が学問をすることで知識を向上させることを望んでいる訳ではない。絵や文学など園子が実際に習うものに関心がない柿内は単に園子と一緒に出勤、帰宅することを楽しんでいるといえよう。正しくは出勤ではない。定時に出勤しないそれは出勤ではない。「学生」に戻ったようだと言ふ。秀才であった「学生」の時期は柿内が最も好む状態であると考えられる。柿内は妻を学校に通わせることで最も己が好む状況を作り出しているのである。

もちろん園子自身も「休みたい時は勝手に休んだり」「自分の都合で」出かける学校にはっきりとした目的はない。「女子技芸学校」は「私立」の「詰まらん学校」で、「入学の資格なぞむづかしいことも何にもなうて」誰でも自由に入れる。そこに園子は「気イ紛れ」させるために通っていた。国家の教育的、養成的任務は新しいより高度の型の文明を作り出し、最も広範な人民大衆の「文明」と道徳を経済的生産機構の不断発展の必要に適合させ、新しい型の人間性を身体的にも作り出すことを、いつでも目的とする。どんな国家もその最も重要な機能の一つは広大な住民大衆を一定の文化的及び道徳的水準にまで、つまり生産力を発展させる必要性に、したがって支配階級の利害に合致する水準(または型)にまで高めることである。肯定的な教育機能としての学校と抑圧的否定的な教育機能としての裁判所はその意味で最も重要な国家活動である。<sup>17)</sup> 市民社会は「制裁」や拘束的「義務」なしに活動するが、それにもかかわらず、集団的圧力を行使し、慣習や、思考と行動の様式や、道徳などを仕上げるなかで客観的成果を収める<sup>18)</sup>ことになる。国家が能動的文化の一要素として(すなわち、新しい文明、新しい型の人間と市民をつくりだす運動として)諸個人(ある社会集団の諸個人)と同一視されるという主張は、政治社会という外被のもとに、複雑ではっきり文節化された市民社会を建設しようとする意志を決定するのに役立つに違いない。市民社会の中で個々の個人は自治をするが、彼らのこの自治はそのために政治社会と衝突を起すことなく、それどころか、その正常な継続となり、有機的な補完物にさえなるのである。<sup>19)</sup>

17) アントニオ・グラムシ(1978)『グラムシ獄中ノート』、三一書房、p.22

18) 前掲書、pp.200~201

しかし光子と知り合うことで、園子は校長に反発することになり学校から離れることになる。光子の登場によって柿内夫婦は変化する。「学生」同士として園子に接していた柿内は「家」での「夫」という役割に外部の「弁護士」という役割を家に持ち込む。「寝室」に光子が這入ることで変わった夫婦の形に柿内は外部の役割を持ち込むことで「夫婦」を保とうとするのである。「家」での「夫」として柿内は常に園子の後ろにある妻の実家を意識せざるを得ないが、「外」の彼には「弁護士」という国が与えた資格がある。国が与えた「弁護士」という資格を家に持ち込むことで、「家」と外部の境界は侵入されることになるのであるが、それは境界の崩壊ではなく、あくまでも「外」という公共の空間による「家」への侵入である。それによって「妻」として「女性」として、園子はさらに追い込まれることになる。

光子の登場は柿内夫婦の力関係を明らかにする切っ掛けとしての役割を成す。光子の登場によって「夫」であった筈の柿内が実は園子にとって「夫」だけではなく、「弁護士」として妻を脅かす力を持っていたことが明らかになるのである。

#### 4. 崩壊される「寝室」

園子は初め、自分と光子を「たゞの仲好し」だと考えていた柿内が「だんだん、なんやけつたいやなあ」と思うようになったと語っている。柿内が二人の関係を妨げようとし始めるのは光子が園子に「姉ちゃん」といった後である。

夫婦の間を破壊しない範囲での女性同士の恋愛はむしろ激励されていた。日本では吉屋信子などの少女小説が読まれ、女学生の「ロマンティックな友情」が流行した昭和初期にはすでにフロイトが紹介され、同性愛差別がはじまっていた。にも拘らず、19世紀中期のアメリカ合衆国と同様、女同士の愛は結婚制度と接触せず、むしろそれを補完する制度としてみなされていた。しかしそれはあくまでも女同士の愛も、結婚制度の中の異性愛と同様に、女にとっては同じ位相で（性に受動的というファンタジーで）、「正しいセクシュアリティ」の規範に

---

19) 前掲書, p.239

合致しているという範囲内であった。<sup>20)</sup>

……うつかり光子さんが私のこと『姉ちやん』<sup>ねえ</sup>云うてしものんでほつとしました。『あんた、あてのこと『姉ちやん』云わんと『園ちやん』云うてくれた方がえゝなあ、つい口癖になつてしめて誰の前でも出るよつて』と、わたししよつちゆう云うてましたのんですけど、さう云ふといつも光子さん気イ悪うして、『イヤや、イヤや、そんな水臭いことあるもんか、姉ちやんはあてに『姉ちやん』云はれるのん嫌か?』云ひなさつて、『頼むさかい『姉ちやん』云はして!あて、人のゐる時きつときつと気イつけるよつて!』云うてなさつたのんですが、とうどそこで出てしものんです。そんで光子さんが帰つてしまひなさつてから、夫も私も奥歯に物挟まつたやうな工合でした。(pp.434~435)

光子は園子を「姉ちやん」と呼んでいた。「誌友の姉様方」や「御なつかしい皆様」などという呼び方は『女学世界』の「誌友倶楽部」でよく使用されていた。「姉様」や「御なつかしい」といった、定型化された言葉遣いは「誌友倶楽部」という共同の場を共有することで、志を共にした誌友としての「同志意識」=誌友意識が成り立つことになる。またさらに個別化することで、特定の「誌友」とコミュニケーションの回路をつなぎ特定の関係を結ぶことになる。光子が強いて園子を「姉ちやん」と呼ぶことによって、柿内の妻としての園子は柿内家から離れられることになる。しかし単なる共感・共振でない、共苦・共喜する関係に基づいた濃やかな世界は、現実の世界ではない。「誌友倶楽部」の投稿者である女性たちが築いている／築こうとしている濃密な関係の場、姉／妹関係、あるいは「どこにもない世界」は互いに「同じ想い」「同じ心」を共有しているとする思いから紡ぎだされた「物語」的コミュニケーションの世界であり、「想像の「共同体」」となる<sup>21)</sup>のだが、「想像の「共同体」」としての新しい集団は現実の集団ではないので、「共同体」として新しい集団を作ることによってその中に女性たちを閉じ込める役割を担うことになる。閉鎖された新しい集団の中で女性はその中でのみの転換だけを許され、そ

20) 竹村和子(2002)『愛について—アイデンティティと欲望の政治学—』, 岩波書店, p.48

21) 川村邦光(1993)『オトメの祈り』, 紀伊国屋書店, pp.49~53

の外には出られないことになるのである。しかし園子は「寢室」という閉ざされた私的空間の性質を変化させることで、その外に出ることを意図する。「姉ちゃん」と呼ばれる園子と「姉ちゃん」と園子と呼ぶ光子は柿内夫婦の二階の寢室から降りてくる。そしてその場面を夫に見られる。

園子が「昼日中」に同性と「誰にも見られへん」二階の寢室にいることは、夫柿内の意にそぐわないことである。「寢室」は夫婦のみの空間として、その中で主導権は夫が持つ。しかしそこに他者が這入ることはその空間の本来の意味を壊すことになる。さらに、その空間を壊すものが妻の異性の相手でなく同性の相手、つまり女であることは夫の家の存続のために子孫を設けるといふ既存の夫婦制度に属することが不可能になると同時に、その相手である妻は同性との関係の中で変化する性—相対的男性性<sup>22)</sup>—を獲得する可能性を得ることが可能となる。つまり園子は光子との関係の中で柿内と同質の性を得る可能性が発生するのである。相対的男性性の可能性を持つ妻は夫としての柿内の地位を危うくする危険性を獲得することになる。家の中で夫としての地位を危うくする状態を柿内は阻止しようとする。

「うちあんたのやうにコンヴェンションに囚はれてえへんよつてなあ、——あんた、映畫女優の裸体見てつくづく綺麗やなあと感じたことあれへんか？うちやつたらそんな時え、景色見るのと同じやうにうつとりして何ちふことなしに幸福な、生きがひある感じして来て、しまひには涙出て来んねん。……」(pp.437~438)

園子にとって柿内は「コンヴェンションに囚はれて」いる人物である。彼女は柿内を一人の夫として捉えるのではなく一つの男性像として捉えることで、夫としての柿内の問題を「家」という私的な空間から公的空間としての外部へ連れ出し、「家」の中の問題を「外」の問題へと転換させようと意図していると考えられる。

柿内が女優の裸体を見て感じる感情と、自身が「え、景色を見るのと同じやうに」光子を見て感じる感情は同質なものであると園子は見なしている。欲望の

22) 先天的な身体的男性ではないが、他者との関係において男性性という男性としての役割を担うことで当時の男性が得ていた権利を欲することになる状態を示す。

昇華としての女性裸体像は重要な意味を持つ。完璧な美を備えた理想的裸体は身体の究極の統御、理性化を表す。それは最も統御し難い野蛮な本能の理性的統御の成果であり、まさしく肉体を理性によって制圧した文明の勝利になる。「裸体を見ても羞恥心を感じないこと」、これが文明人のしるしとなるのである。<sup>23)</sup>裸体を見ることによって感じる(であろう)男性の感情を自分も持っているということで、園子は自分も男性と同じ「文明人」となり、男性と同じ権利を持つことを要求することが可能になる。光子が原因となって始まった夫婦の喧嘩は、光子とは関係ないことで争っている。二人の喧嘩は単なる同性愛への疑いとそれを否定する反論が喧嘩の主たる問題ではない。しかし園子の反論を柿内は「変態性欲や」とすることで再び問題を園子の同性愛への問題へと還元しようとする。ここで園子の同性愛を際立たせたのは園子自らの意志よりむしろ柿内の誘導によるものではなかっただろうか。園子が語ろうとする問題を彼女の同性愛の問題へと擦り替えることで、園子が語ろうとした本来の問題を隠蔽することが柿内の目的であったと考えられる。

夫柿内の干渉に園子は「友達のことまで何や彼や干渉されるのん嫌ひやわ。あんたはあんたで好きな友達持つたらえし、うちはうちで勝手にさしといて欲しい」と自己の対人関係に関する権利を主張するが、柿内は「学校休んだり、夫の眼エかすめたり、こそつと人の居ん所い閉ち籠つたりする」ことを「健全な交際」でないとすることで、自分が有する空間での保護者としての夫の権利を主張していると園子は語る。学校という公的に認められた場所から離れ、密室に保護者としての夫の視野から隠れることを柿内は健全でないと批判しているのである。柿内にとって「健全」であるということは公的な認定でのみ成立されるものであると園子は語る。柿内は「美術品愛するのんやつたら何も二人だけで閉ち籠らんと、僕のゐる前でもえし筈」だと性的関係以外は公的な空間に居ることを要求している。そして密室に閉じ籠っていることは性的関係があるからだと断定している。つまり「寝室」という密室は性的関係の際にのみ使用される空間ということになる。「寝室」という私的な空間は性的関係でのみ成り立つもので、法律で認め

23) 若桑みどり(1997)『隠された視線』, 岩波書店, p.49



られた性的関係としての「夫婦」だけがその空間を使用する権利を持つことになるのである。さらに柿内は「美術品愛するのんやつたら」「僕のゐる前でもえゝ筈」だと、美術品を愛することを自分の視線の範疇、認められた空間で行うことを要求することで、園子が有する空間を全て己の管理下に置こうとする。「うそついてもあかん、僕ちやあんと清に聞いてるねん」という柿内は己の家の女子衆によって子衆によって自分が知らない園子の日常さえも把握することが可能になっているのである。

柿内が寝室での夫の権利を保とうとする一方、園子は柿内と自身の行為は同質なものだとすることによって、夫のみが寝室で女性の裸体を見る権利を持つということへの疑問を問いかける。「生理的にも違う」という園子の語りは寝室に対する柿内と園子の見解の違いを表わしていると考えられる。女は見られるもの、描かれるものとしてその役割は受動的なものに制限されてきた。しかし夫に「見る」権利があれば、自分にもある筈だと同様の権利を主張する園子は夫と自分は同じであるとするので、裸体を見ることを男のみの権利として局限していることに異議を唱え、寝室での男女の役割へ疑問を持つのである。

園子は光子との関係を「絵エ畫く」ための関係であると主張しているが、柿内はあくまでも二人の关系到性的な接触を疑っている。寝室を「アトリエ」にしている園子に柿内はあくまでも「二階使はんかつて、下の部屋でしたらえゝやないか」と園子が寝室で光子と二人でいることに拘っている。寝室を「アトリエ」として使用することでその空間を他者も這入れる空間として変化させようとする園子に対して、柿内は極めて私的な空間としての寝室を保とうとする。ここで園子と柿内の寝室に対する立場の違いを知ることが出来る。園子は寝室を「アトリエ化」することでその私的な意味を変化させ、さらに光子を「モデル」とすることで柿内との夫婦関係の中での「妻」という現在の位置以外に、「モデル」としての光子を媒介にし、「絵かき」<sup>24)</sup>という新しい地位を獲得しようとする。しかし柿内は夫婦のみの空間である寝室の私的性を保つことで、そこに性的な関係以外の存在は認めようとしな

24) ここでの「絵かき」という職業は「モデル」を見、絵を画くという能動的な行為を発信することが可能である記号としての意味を持つ。

「そんなことが『美』の感覚と何の関係あるもんか、そら変態性欲や」「あんたこそ頭古いねん」「馬鹿云ひな！お前は年中しやうむない恋愛小説ばかり読んでるよつて、文学中毒起こしてんねん」 (p.438)

「センチメンタルなもの」が女性の身体と、女性の家庭的で「再生産的」な誕生、社会化、病気、死についてのもっぱらの関心とを指し示す軽蔑的コード名と見られる傾向がある。「センチメンタルなもの」の価値が切り下げられたことは、女性特有の経験や文化の多くの側面の価値が切り下げられたことと同じ意味を持つ。すなわち「センチメンタルなもの」は多くの女性たちの人生そのものと同様、典型的にはプライベートな、または家庭的領域に位置づけられ、産業市場生産の経済的事実とは暗黙のまたは間接的な関係しか持たないとされたのである。<sup>25)</sup>「恋愛小説」を読むことを「しやうむない」と軽蔑する柿内の価値基準には、女性が読むセンチメンタルな「恋愛小説」は「しやうむない」もの、そこから発生する「同志意識」が女性同士の同性愛の根源になることもやはり「しやうむない」ことであるのみならず、自身にとっても不利益になるという思考が含まれている。「しやうむない」ことによって己の安易が脅かされることは柿内の意に反することになる。光子を見ることは「えゝ景色見るのと同じ」であると主張する園子に柿内は「変態性欲」であると非難している。柿内にとって「女同士」が「昼日中」「寝室」で二人きりで居ることは「気違ひ沙汰」、柿内にとって「正常」でないことである。己の指示に従わない園子の行為は柿内にとって「変態」的な行為になるのである。園子と光子の行為を「変態」的な行為であるとしているのは柿内であり、その判断基準は自己の利害関係にある。

園子は柿内との喧嘩で自分は「光子さんの顔好きやさかい、それ元で友達になつた」のだと、そしてそのことは「あんたかつて知つてるやないか」と柿内に問いかえすことで自分はいくまでも光子の顔に興味があり、そのことは夫である柿内も了承していることであると既定事実化する。「誰かつて綺麗な人好きになるのん当り前」だと自身の行為を「正常」なものであるとし、男性のみならず女性も「見られる対象」としてだけではなく、「見る主体」としての存在でもあり得ることを示

25) イヴ・コゾフスキー・セジウィック(1999)『クローゼットの認識論』, 青土社, p.207

しているのである。「女同士の間やつたら美術品愛するのと同じ」であるという園子の語りは、「美術品」を鑑賞し、その美しさを好む女同士の関係には性的関係は存在しないということを主張していると考えられる。つまり園子にとって光子は見る価値のある「美術品」だったのである。「話なんかせえでも構めしません、黙つて光子さんの顔さい見てられたら」「限りない幸福」を感じるという園子は光子を「見る」ことへのみ執着している。光子への接触は言及されていない。その関係を認めない柿内を園子は「不健全」であるとする事で、むしろ性的関係のない女同士の関係を認めようとしないう柿内を批判する。認められた空間での「健全」性のみを主張する柿内に対して、園子も同様に自己が認める空間での「健全」性を主張することで反論しているのである。性的関係の無い女同士の関係の成立を主張することで園子は同性愛をその身体性の問題としてのみ捉えようとする柿内を批判していると考えられる。女性同士の関係を同性愛の関係、その身体的関係性にのみ注目しているのは園子ではなく、柿内なのである。園子にとって光子との関係は身体的同性愛の関係ではないと考えられる。

「あの児を此の部屋い入れたり、二人だけで何処やかし行かんやうにしてくれ。そんで此いからは家出るにも帰るにも僕と一緒にするやうにしてくれ」と柿内は園子の行動を束縛しようとする。寝室に部外者である光子が「入る」のを妨げることで、あくまでも寝室を「夫婦」だけの空間として保とうとするのである。しかし、園子は「うち、自分のすること束縛されるのイヤやねん、絶対自由にしてほしい」と対抗する。「束縛されるの」は嫌だ、「絶対自由」にして欲しいという園子の最大の目的は、「束縛され」ない絶対的な自由にあると考えられる。寝室で夫に背中を向ける彼女の行為は夫婦関係への拒絶を表わしており、その行為は寝室に光子という他者を入れることで、「夫婦」だけの空間とされていた場所を壊そうとする行為の延長線上にあるといえる。「今にだんだんイヤになつて来て、やつぱりハズさんの方愛するのん違ふかしらん？夫婦云うたらみんな何処でもさう云ふもんや云ふよつて」という光子に、園子は「あんな人と夫婦やあれへん。あてはマドモワゼルや」といっている。自分を「マドモワゼル」と呼ぶ園子は、柿内の被保護者でない己を主張しているのである。

園子にとって光子との同性愛の関係は、夫婦の間に他者を入り込ますための

切っ掛けであったと考えられる。「夫に内証で外の男愛したら悪いやろけど、女が女恋ひするねんよつてかめへん」と異性愛と同性愛を異質なものとする園子が、光子によって変化させられたと考えることは難しい。光子が園子を同性愛に入り込ませ、夫婦の間を変化させたのではなく、園子にとって光子との同性愛はあくまでも夫との関係から発生したものなのである。

以上から、女性同士の同性愛による家庭の破綻という『卍』に対する従来の評価は当時の家父長制に沿った読み方であったことを明らかにした。園子が『夫婦生活』の問題とした「性質」と「生理的」不一致とは、当時の家父長制に基づいた夫婦の在り方と役割に対する問題であった。そのような夫婦の在り方を園子が変化させようとしたことを、光子との同性愛の関係に問題があるとする柿内は家父長制に沿った家族制度を維持しようとしているのに他ならない。

実のところ近代の家父長制による家族制度の歴史は短い。しかしその家父長制は昔からの伝統であるかのように錯誤されている。このような社会制度は『卍』における、光子が訪れる前の柿内夫婦の形を「理想的な」夫婦像として読ませることとなる。しかし『卍』に表れている親権・相続の問題は、物語が女性の同性愛の物語ではなく、家父長制における夫婦制度の問題に関する物語であることを示している。というのは、「一人残され」た園子に着目してみると、本来なら園子のものになる筈がなかった財産が結果的には彼女のものになっているからである。「柿内未亡人はその異常なる経験の後にも割に窶れた痕がなく、服装も態度も一年前と同様に派手できらびやかに、未亡人と云ふよりは令嬢の如くに見える」と園子の澁刺とした外見を記した「先生」の「作者註」は、園子が光子と柿内に欺され「一人残され」た未亡人ではなく、「派手できらびやか」な「令嬢」になったことを述べている。家父長制に基づく夫婦の在り方を破壊した園子は「寝室」から自由になった「未亡人」なのである。光子との関係において自身は「マドモアゼル」であると語った園子が、本当に遺産を得ることが出来た「マドモアゼル」になったと捉えることが出来よう。女同士の同性愛によって家庭が崩壊された、家庭を崩壊したのは女同士の同性愛である、異常なのは女である、という従来の読み自体、支配的なジェンダー秩序にとらわれた解釈であると考えられる。

すなわち『卍』とは、女性の同性愛によって家父長制に基づく夫婦の問題点を明らかにした作品であるといえよう。家父長制に反する女性の同性愛が、家父長制に基づく夫婦の在り方に疑問を投げかけることで、当時の夫婦制度を「ゆらした」物語なのである。

### 참고문헌

- アントニオ・グラムシ(1978) 『グラムシ獄中ノート』, 三一書房, p.22, pp.200~239  
 イヴ・コゾフスキー・セジウィック(1999) 『クローゼットの認識論』, 青土社, p.207  
 石井良助(1980) 『日本相統法史』, 創文社, pp.100~102, pp.263~265  
 尾形国治(1987) 『『卍』(谷崎潤一郎)』 『国文学解釈と鑑賞』 50-10, 至文堂, pp.86~88  
 笠原伸夫(1980) 『谷崎潤一郎-宿命のエロス』, 冬樹社, pp.174~175  
 川村邦光(1993) 『オトメの祈り』, 紀伊国屋書店, pp.49~53, pp.201~202  
 佐伯彰一(1979) 『物語芸術論』, 講談社, p.203  
 竹村和子(2002) 『愛について-アイデンティティと欲望の政治学-』, 岩波書店, p.48, pp.113~114, pp.244~249  
 鳥居邦朗(1978) 『方法としての<語り>-『卍』を中心に』 『国文学解釈と教材の研究』 23-10, 学灯社, pp.66~71  
 布施晶子(1993) 『人間の歴史を考える 5 結婚と家族』, 岩波書店, pp.59~70  
 若桑みどり(1997) 『隠された視線』, 岩波書店, p.49

- ❖ 투고일 : 2007. 12. 31.
- ❖ 심사일 : 2008. 1. 25
- ❖ 심사완료일 : 2008. 2. 10.